

松田町住宅整備事業実施方針

新 旧 対 照 表

現 行	改 訂 版
(表題) (仮称) 松田町住宅整備事業実施方針 (案)	(表題) 松田町住宅整備事業実施方針 (改訂版)
第 1 章 特定事業の選定に関する事項	第 1 章 特定事業の選定に関する事項
(P 1) 1.1.1 事業の名称 (仮称) 松田町住宅整備事業	(P 1) 1.1.1 事業の名称 松田町住宅整備事業
(P 4) 1.1.6 業務の範囲 (1)3)⑩維持管理に係る修繕業務 (事業期間中 1 回の大規模修繕を含む。)	(P 4) 1.1.6 業務の範囲 (1)3)⑩維持管理に係る修繕業務 (大規模修繕業務を除く。但し、大規模修繕計画立案及び見積業務は含む。)
(P 5) 1.1.6 業務の範囲 (2)2)⑨維持管理に係る修繕業務 (事業期間中 1 回の大規模修繕を含む。)	(P 5) 1.1.6 業務の範囲 (2)2)⑨維持管理に係る修繕業務 (大規模修繕業務を除く。但し、大規模修繕計画立案及び見積業務は含む。)
⑪敷金・家賃等の徴収及び町への納入業務	⑪敷金・家賃等の徴収及び町への納入業務 (既存町営住宅からの転居者の未納家賃督促は除く)
(P 5)	(P 5)

1.1.8 本事業のスケジュール 【実施方針(案)資料1】	1.1.8 本事業のスケジュール 【実施方針資料1】
(P5) 1.1.9 支払いに関する事項 (1) (略) ただし、町屋地区住宅に係る事業は、「地域優良賃貸住宅」の建設に関する国の交付金の活用を目指している。国費が充当される場合においては、町屋地区住宅の町への引渡しが完了した日から60日以内に、町屋地区住宅の補助対象施設建設費の概ね40%を支払い、残額の概ね <u>60%</u> を割賦の対象とする。 (略)	(P5) 1.1.9 支払いに関する事項 (1) (略) ただし、町屋地区住宅に係る事業は、「地域優良賃貸住宅」の建設に関する国の交付金及び <u>地方債</u> の活用を目指している。国費が充当される場合においては、町屋地区住宅の町への引渡しが完了した日から60日以内に、町屋地区住宅の補助対象施設建設費の概ね40%を支払い、 <u>地方債の起債が認められた場合においては、国費と同様に町屋地区住宅の町への引渡しが完了した日から60日以内に、町屋地区住宅の設計・建設費の概ね50%を支払い、残額の概ね10%を割賦の対象とする。</u> (略)
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項
(P12) 2. 優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール(予定) 【実施方針(案)資料1】	(P12) 2. 優先交渉権者の決定に係る手順及びスケジュール(予定) 【実施方針資料1】
第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項	第8章 その他特定事業の実施に関して必要な事項
(P28) 3. 添付書類等	(P28) 3. 添付書類等

【実施方針（案）資料１】	【実施方針資料１】
【実施方針（案）資料２】	【実施方針資料２】
【実施方針（案）資料３】	【実施方針資料３】